令和 2 年 12 月 11 日 代表取締役 石川洋一

コロナウィルス緊急事態宣言再発令について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、コロナウィルスにより一部サービスが制限されている状態ではありますが、可能な限りサービスを提供させていただいてまいりました。しかし、昨月よりコロナ感染拡大のリスクが高まり、緊急事態宣言の再発令がささやかれはじめております。

今度、緊急事態宣言が再発令された場合において、ご利用者様、ご家族様には大変ご不便をお掛けいたしますが、下記のガイドラインを実施させていただきますのでご協力お願い申し上げます。

尚、緊急事態宣言の解除により、順次サービスを再開してまいります。

緊急事態宣言が再発令された場合の各種サービス対応についてのガイドライン

サービス	対応
宿泊	・継続的に泊まりをしているご利用者様については、緊急事態宣言が解除 されるまで宿泊継続か帰宅をしていただく。 ・原則、宿泊による自宅と事業所への往復は厳禁とする。
デイサービス	・入浴、処置等の衛生面に直結する行為を実施する場合においては、サービスを提供させていただきますが、それ以外の利用については緊急事態宣言が解除されるまで中止といたします。但し、緊急事態宣言が長期化(1か月以上)する場合においては、段階的に利用制限を解除していくことを検討いたします。
訪問	・デイサービスの提供制限を実施するにあたり、訪問支援(安否確認・配食・服薬・その他介助等)が主体となります。

感染拡大防止・感染予防・ご利用者様の安全のため、ご理解とご協力をお願いいたします。